

新旧対照表

○私立学校法の規定による学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類

新	旧
<p>私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第19条第2項</u>の規定に基づき、学校法人及び同法<u>第152条第5項</u>の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のとおり定める。</p> <p>第1条 私立学校法<u>第19条第1項</u>（同法<u>第152条第6項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、神奈川県知事の所轄に属する学校法人（同項において準用する場合にあつては、<u>同条第5項</u>の法人。以下この条において同じ。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>第2条・第3条 （略）</p>	<p>私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第26条第2項</u>の規定に基づき、学校法人及び同法<u>第64条第4項</u>の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のとおり定める。</p> <p>第1条 私立学校法<u>第26条第1項</u>（同法<u>第64条第5項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、神奈川県知事の所轄に属する学校法人（同項において準用する場合にあつては、<u>同条第4項</u>の法人。以下この条において同じ。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>第2条・第3条 （略）</p>